

平成28年 2月29日

第3回倉吉市議会定例会議案提案理由説明

倉吉市長

議案の説明に先立ちまして、一言所見を述べさせていただきます。

我が国の状況を見ますと中国の景気減速、原油安などの影響で国内でも年明けから円高や株安が続き、日本銀行が初めてマイナス金利を導入するなど先行き不透明な状況であります。本市が実施する施策や取り組みにより、市民の皆様が将来への期待感や安心感を持っていただけるようにすることが大切だと思っています。

平成 27 年度は、企業誘致に加えて、新たに鳥取看護大学が開学されるなど、まちの賑わいがまた一步前進し、政策的には、誘致企業、市内企業への支援による雇用の場の確保、安全安心な子育て環境の整備や保育料の軽減による子育て世帯の支援などにも力を入れてきたところです。

地方の情報発信と財源対策となるふるさと納税では、本市に対して全国の皆様から大変大きな御支持をいただいております。寄附金は、新年度予算にも積極的に活用させていただくこととしております。

小・中学校の適正配置について、本年 4 月、関金、山守の学校統合による新「関金小学校」が開校の運びとなりました。現在、その準備を進めておりますが、今後もこのことについては丁寧な説明と対話のもと進めてまいりたいと考えています。

さて、昨年には全国的に「地方創生」が大きなテーマとなりました。本市においても急速な人口減少が進む中で、「地域の活力をどう維持していくのか」、「少しでも人口減少をくいとめるにはどうすればいいのか」などの強い危機感のもと、市民の皆様や産官学労関係の方々、議員各位の御協力をいただき、10 月には「倉吉市未来いきいき総合戦略」を策定したところです。

また、平成 23 年度に策定した第 11 次倉吉市総合計画「“くらしよし”ふるさとビジョン」の前期基本計画が平成 27 年度をもって終了することに伴い、新しい平成 28 年度から 5 年間の基本計画は「倉吉市未来いきいき総合戦略」と連動させて取り組むこととしており、これらが今後の本市の政策的な旗印となるものと考えております。

一方、財政面では年々増加する社会保障費に加え、地方交付税の合併算定替え上乗せ措置が段階的に引き下げられていく中で、基金への依存が高くなりつつあり、平成 28 年度予算でも、ふるさと納税を基金に 7 億円積立てるものの、総額 12 億円余の基金を繰り入れるなど、大変厳しい状況です。

このような状況のなかで、限りある財源を有効に活用し、本市の課題を踏まえた 5 年、10 年先の『まち』、『ひと』、『しごと』のための礎を、今、しっかりと固める必要があります。

ます。そういう意味で、平成 28 年度は、本市の地方創生の元年であり、総合戦略の重点的な実施によって、人口減少社会への課題解決に向け、取り組んでいきたいと考えています。

それでは、本定例議会に提案いたしました議案の概要についてご説明いたします。

今議会に提案いたしました議案は、

補正予算案件	6 件	
当初予算案件	17 件	
条例案件	23 件	
一般案件	4 件	の合計 50 件であります。

初めに、議案第 16 号 平成 28 年度倉吉市一般会計予算についてであります。

平成 28 年度の主な事業につきまして、「倉吉市未来いきいき総合戦略」の目指す方向性と一体化させて策定する第 11 次倉吉市総合計画“くらしよし”ふるさとビジョンの後期基本計画に掲げる分野ごとに体系化した基本目標に基づき、順次ご説明申し上げます。

1 いきいき働くことができるまち【産業】

市の基幹産業である農業は、いま大きな転機を迎えております。国際的枠組みである TPP（環太平洋経済連携協定）は、日本の農業に大きな影響を与えることが見込まれており、農家の皆さんに安心いただけるような取り組みが必要です。また、雇用の創出と地域の活性化を図るため、引き続き企業誘致や既存企業の支援による雇用の創出や外国人観光客を含めた交流人口の拡大と、地域資源を活用した観光振興に取り組むものであります。

初めに、総合戦略関連の事業を御説明します。

まず、企業誘致についてであります。

企業立地の支援として、補助金 4 億 5,600 万円余を計上しております。また、市内企業の事業規模の拡大に伴う大谷工業団地の整備に対し、6,900 万円余を計上しております。

次に、就職情報提供事業についてであります。

雇用・就業施策と産業振興施策を一体的に取り組むため、事業所における新たな求人の開拓を行い、その求人情報と就労意欲のある求職者とのマッチングを行う専門職員を配置

するもので、200万円余を計上しております。

次に、交流人口の拡大による『まち』づくり及び観光の振興として、まず、ポップカルチャーによる観光客等誘致促進事業についてであります。

交流人口の拡大と地域産業の活性化を図るため、「レトロとクールの調和」という新たなまちの魅力づくりによる観光客等の誘致拡大を目指すもので、1,600万円を計上しております。

次に、観光音声ガイドサービス業務についてであります。

観光客の利便性の向上と広域観光地域づくりの取り組みによる外国人観光客に対応するため、GPS機能を有する多言語の音声ガイドシステムの貸し出しサービスを実施するもので、130万円余を計上しております。

次に、地域おこし協力隊についてであります。

地域の新たな担い手として、関金温泉の旧老舗温泉旅館を活用した取り組みや中心市街地活性化計画を推進する「人財」など、計3名の地域おこし協力隊を配置するとともに、3年間の任期後の起業を支援するもので、合わせて700万円余を計上しております。

次に、鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業についてであります。

トマト等の安定した生産を図るため、県が開発した鳥取型低コストハウスの導入を行う農業経営者を支援するもので、4,400万円余を計上しております。

また、農林業の対策として、認定新規就農者の技術指導等を篤農家に行っていただくこと、農業の新たな担い手となりうる定年帰農者等の就農初期の支援、原木しいたけの生産拡大の取り組みを行う生産者の支援など、合わせて550万円余を計上しております。

次に、総合戦略以外の事業として、

まず、農業の振興における就農条件整備事業についてであります。

就農初期の経営基盤整備の負担軽減を図るため、認定新規就農者等が就農時から3年以内の新たに必要な機械の導入や施設整備を支援するもので、1,100万円余を計上しております。

次に、がんばる農家プラン事業についてであります。

元気な農業者を育成するとともに地域振興を図るため、意欲的な農業者が作成したプランに基づく事業規模拡大や低コスト化等の取り組みを支援するもので、1,800万円余を計上しております。

次に、畜産振興対策についてであります。

畜産農家の育成強化、経営の安定化を図るため、将来の和牛生産の中核的な畜産農家等が行う和牛繁殖雌牛の増頭の取り組みや新規参入者の経営開始に必要な和牛繁殖雌牛の購入に係る経費の支援、また、空胎期間の短縮による効率向上や高品質乳用牛生産に向けた取り組みを新たに支援するもので、合わせて3,300万円余を計上しております。

2 いつまでも健やかに過ごせるまち【福祉・健康・人権】

子育て世帯の負担軽減や安心した子育て環境の提供、高齢になっても障がいがあってもそれぞれが地域の中の一員として安心して健康でいきいき活躍できる環境づくりに取り組むものであります。

総合戦略関連の事業として、

まず、子育て支援についてであります。

子育て世帯の経済的負担の軽減と安心した子育て環境の整備を図るため、低所得の多子世帯及びひとり親世帯等を対象に保育料の無償化の拡大などを実施するとともに、保育士の処遇改善による保育環境の整備並びに公立、私立保育所、認定こども園の運営や支援など、総額で17億9,700万円余を計上しております。

放課後児童クラブでは対象児童の増加により、新たに、西郷、上灘両小学校区にそれぞれクラブを開設し、公私立の19クラブの運営費として総額1億3,300万円余を計上しております。

次に、妊婦・出産包括支援事業についてであります。

育児不安の早期解消と児童虐待を未然に防ぐため、保健師等の専門職により妊娠期から出産後までの心身ともに不安定な時期の妊産婦を総合的に支援するもので、500万円余を計上しております。

次に、特別医療についてであります。

健康の保持と医療負担の軽減を図るため、特別医療公費助成の範囲を平成28年4月以降「中学校卒業まで」から「18歳の年度末まで」に拡大するもので、既存制度分と合わせて3億2,600万円余を計上しております。

次に、ロタウイルスワクチン助成についてであります。

乳幼児の健康維持と子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児期のロタウイルスによる胃腸炎の予防接種費用を新たに助成するもので、150万円を計上しております。

総合戦略以外の事業では、

まず、就労準備支援事業についてであります。

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者の就業訓練や就労支援、離職防止を一貫して支援するもので、330万円余を計上しております。

次に、地域医療介護総合確保基金事業費補助金についてであります。

高齢者の地域での生活環境づくりを促進するため、第6期倉吉市高齢者福祉・介護保険事業計画に基づく、地域密着型サービスの施設整備を行う事業者を支援するもので、4,300万円余を計上しております。

3 活気に満ち、豊かな心と文化が息づくまち【教育・文化・コミュニティ】

次代の「まち」づくりの担い手として大切な「人財」である子どもたちが、確かな学力と生きる力を身につけ、また、ふるさとへの愛着心と豊かな人間性を育むことが必要であり、家庭、地域、学校が一体となり、学習教育環境を整える取り組みを推進するとともに、貴重な歴史文化や芸術活動の振興を図ります。

また、地域づくりにおいては、「ひと」と「ひと」の繋がりを大切に、地域全体で移住者を温かく迎え入れる体制づくりや、学生の活力を活かした特色ある「まち」づくりに取り組むものであります。

総合戦略関連の事業として、

まず、体育施設の改修、設備整備についてであります。

安全安心な体育施設の提供とスポーツコンベンション誘致に向けた機能強化を図るため、市営武道館の照明器具のLED化や陸上競技場の写真判定機等の機械器具を整備するもので、4,600万円余を計上しております。

次に、山上憶良国司赴任1300年記念事業についてであります。

平成28年度は、山上憶良が伯耆の国の国司赴任1300年を迎える年で、この節目に記念事業として短歌の全国公募、国史跡伯耆国府跡などの遺跡やその出土遺物を題材としたシンポジウム、演劇公演を実施するもので、370万円余を計上しております。

次に、学生向けシェアハウス導入事業についてであります。

学生の活力による賑わいの創出と地域づくりを推進するため、市内の空き家を活用した学生向けシェアハウスの運営等を行う団体を支援するもので、1,100万円余を計上しております。

次に、鳥取看護大学コミュニティ師範養成事業についてであります。

地域における健康意識の向上や健診受診率の向上を図るため、地域住民の気軽な健康相談、健康測定を行う「人財」の育成や「まちの保健室」の運営、体制整備を行う団体を支援するもので、180万円余を計上しております。

総合戦略以外の事業では、

まず、小学校の学習環境の整備についてであります。

児童の学習教育環境の充実を図るため、関金、山守の学校統合による新関金小学校の教室の防音対策やトイレの洋式化等の施設整備を行うもので、8,600万円余を計上し、また、小鴨小学校では児童数の増加による教室棟を増築するもので、1億8,500万円余を計上しております。

次に、小中学校の屋内運動場避難所機能強化についてであります。

児童・生徒の安全安心な学習教育環境の充実と地域住民の災害時避難所の防災機能の向上を図るため、灘手小学校では、屋内運動場への避難路の舗装化をする費用570万円、西中学校では、屋内運動場のトイレ洋式化等を整備する費用1,500万円余をそれぞれ計上しております。

4 安全・安心で快適に暮らせるまち【生活基盤・環境・防災】

市民生活は、安心・安全が第一であり、地域の自主防災組織の強化をはじめとした災害に強い「まち」づくりを推進するとともに、住みよい「ふるさと倉吉」の実現に向けた取り組みを行うものであります。

総合戦略関連事業では、中心市街地活性化推進事業についてであります。

中心市街地活性化計画を推進するため、地域おこし協力隊制度を活用した中心市街地活性化を担う「人財」の育成と法定協議会の運営を支援するもので、860万円余を計上しております。

総合戦略以外の事業では、

まず、消防団の処遇改善についてであります。

消防団員を中核とした地域防災力の強化を図るため、消防団員に対する報酬額引き上げ等をするもので、既存経費も含めて3,100万円余を計上しております。

次に、国の交付金を活用した道路橋りょう整備についてであります。

児童生徒の通学路の安全対策、道路改良舗装、橋りょう点検補修などを行うもので、合わせて7億1,500万円余を計上しております。

次に、緊急防災・減災道路整備事業についてであります。

市道米田町富海線について、狭隘な避難路の道路拡張整備を行うもので、1,100万円余を計上しております。

最後に、「倉吉市未来いきいき総合戦略」の推進についてであります。

まず、市民提案型協働プロジェクトについてであります。

地域の課題の掘り起こしや解決に向けて、市民と行政が共に考え、共に実行する取り組みを進めるため、地域でのワークショップの運営支援などに要する経費として、270万円を計上しております。また、地域住民、各種団体等で構成する総合戦略推進委員会の組織体制を整備し、重要業績評価指標KPIの達成状況やPDCAサイクルによる事業の検証を行うものであります。

これらの結果、一般会計当初予算総額は、279億5,165万4千円となり、平成27年度当初予算に比べ12億6,475万2千円、4.3%の減となっております。

また、議案第17号から議案第31号までの計15の平成28年度の各特別会計については、

特別会計の総額で162億6,899万9千円、昨年度当初予算に比べ1億4,405万5千円、0.9%の減となっております。

次に、議案第32号 平成28年度倉吉市水道事業会計予算についてであります。

収益的収支におきましては、給水収益7億753万9千円を見込み、支出におきましては、水道局庁舎・倉庫棟改修基本設計業務等を予定しております。

また、資本的収支におきましては、老朽化した水道管を約3.3kmにわたり布設替えをするなど工事費に2億1,438万円を計上し、その財源としましては、企業債1億50万円の借り入れ、建設改良積立金8,830万1千円の取り崩し等を予定しております。

支出総額は、収益的支出、資本的支出あわせて前年度比2.9%減の12億2,491万9千

円を計上し、結果、当年度純利益は7,507万4千円を予定するものであります。

以上、当初予算の概要をご説明しました。

次に、議案第10号 平成27年度倉吉市一般会計補正予算（第9号）について、ご説明いたします。

平成27年度3月補正予算については、年度末までの決算を見込んだものなどの補正予算を編成したもので、8,100万円余を減額し、補正後の予算総額を313億3,700万円余としたものであります。

次に、議案第11号から議案第15号までの各特別会計の平成27年度3月補正予算については、

年度末までの決算を見込んだものなどを編成したもので、特別会計の総額で1億8,900万円余を減額し、補正後の特別会計の総額を162億9,400万円余としたものであります。

次に、議案第33号 倉吉市表彰条例の一部改正についてであります。

金品を寄附したものに対しては、別途、感謝状を贈呈する取扱いとすることとし、表彰の対象から除くよう所要の改正を行うものです。

次に、議案第34号 倉吉市事務分掌条例の一部改正についてであります。

国民年金及び国民健康保険の事務を一元的に処理することにより、これらの事務をワンストップ化するため、国民年金に関する事項を総務部の事務分掌から除き、福祉保健部の事務分掌に加えるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第35号 倉吉市情報公開条例等の一部改正についてであります。

改正行政不服審査法が、平成28年4月1日から施行されることに伴い、審理員審理等が必要となりますが、公文書又は保有個人情報の開示請求等に係る不服申立てについては、倉吉市情報公開・個人情報保護審査会への諮問により、これを審査する手続が確立しているため、審理員審理等から除くものです。

また、今後の市の情報公開制度及び個人情報制度に関し、学識経験を有する者の意見を

聞くことができるようにするため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 36 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

改正行政不服審査法の施行に伴い、不服申立てを審査請求に改めること、その他所要の改正を行うよう、条例を制定するものです。

次に、議案第 37 号 倉吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正についてであります。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）により、地方公務員法で規定されている人事行政の運営の状況に関する報告事項に、職員の退職管理の状況が加えられたこと等に対応するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 38 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

学校教育法の一部改正により、現行の小学校・中学校に加え、義務教育学校が新たな学校の種類として規定されること、また、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 39 号 倉吉市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてであります。

議会の議員、市長、副市長及び教育長以外の特別職の職員の報酬の額について、議会の審議で十分に審査できるものと見込まれるため、特別職報酬等審議会への諮問を行わないこととするよう所要の改正を行うものです。

次に、議案第 40 号 倉吉市職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

地方公務員法の一部改正により、新たに職員の給与に関する条例において等級別基準職務表を規定することとされたため、これを定めるものです。また、単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等が居住するための住宅を借り受け、その家賃を支払うものに、一定の基準で住居手当を支給するよう所要の改正を行うものです。

次に、議案第 41 号 倉吉市職員の旅費に関する条例の一部改正についてであります。

公務出張に伴う日当、宿泊料及び食卓料について、当該出張用務を行う職員等の職務、職責に応じた金額とするよう所要の改正を行うものです。

次に、議案第 42 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。

職員の特殊勤務手当について、制度の趣旨に則して支給の対象となる業務を見直すよう所要の改正を行うものです。

次に、議案第 43 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、労災年金に乗じる調整率が変更となったことから、これと同様にするよう所要の改正を行うものです。

次に、議案第 44 号 倉吉市職員の退職管理に関する条例の制定についてであります。

地方公務員の退職管理の適正の確保のため、地方公務員法及び地方独立行政法人法が改正されることに伴い、市の職員の退職管理に必要な事項を定めるため条例を制定するものです。

次に、議案第 45 号 倉吉市税条例の一部改正についてであります。

平成27年度税制改正において地方税法が改正され、納税者の申請による換価の猶予制度が創設され、猶予に係る担保の徴取基準など一定の事項については、各地方公共団体の条例で定める仕組みとされたことから、これらの事項を定めるよう所要の改正を行うものです。

次に、議案第 46 号 倉吉市地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてであります。

地域再生法の規定により鳥取県及び県内全市町村が主体となり作成した地域再生計画に基づき、本市の区域内に本社機能等の移転・拡充を行う事業者を支援するため、固定資産税について不均一課税を行うことができるよう条例を制定するものです。

次に、議案第 47 号 倉吉市手数料条例の一部改正についてであります。

改正行政不服審査法の施行に伴う提出書類等の写し等の交付、長期優良住宅認定制度の改正による建築物エネルギー消費性能向上計画又は建築物エネルギー消費性能の認定事務に係る手数料について定めるよう所要の改正を行うものです。

次に、議案第 48 号 倉吉市生活安全条例の一部改正についてであります。

生活安全モデル地域を指定し、当該生活安全モデル地域で地域安全活動を行う団体に補助金を交付していたところ、これが全市的な取組となり、全ての地域の地域安全活動を行っている団体に対して補助金を交付している現状に鑑み、関係する規定を見直すよう所要の改正を行うものです。

次に、議案第 49 号 倉吉ふるさと未来づくり基金条例の制定についてであります。

ふるさと納税寄附金を未来へ向けた個性豊かで活力ある地域づくりに活用するため、倉吉ふるさと未来づくり基金を設置するよう条例を制定するものです。

次に、議案第 50 号 倉吉市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

国民健康保険法施行令の改正に伴い、倉吉市国民健康保険の基礎賦課限度額等もこれと同様の改正を行うものです。

また、国民健康保険の保険料等の徴収猶予に係る事務の取扱いを明確にするため、地方税法等の取扱いに準じて規定を整備するよう所要の改正を行うものです。

次に、議案第 51 号 倉吉市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてであります。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の規定に基づき、倉吉市鳥獣被害対策実施隊を設置するよう条例を制定するものです。

次に、議案第 52 号 倉吉市建築審査会条例の一部改正についてであります。

建築基準法の一部改正により、建築審査会の委員の任期について条例で定めることとなったため、これを国土交通省令で定める基準に従って定めるよう所要の改正を行うものです。

次に、議案第 53 号 倉吉市消防団員定数条例の一部改正についてであります。

本市の地理的条件を考慮しながら、火災時・災害時に迅速に対応できる組織の体制を維持しつつ、装備及び実際の活動状況の観点から、より実態に即したものとするため、これを見直すよう所要の改正を行うものです。

次に、議案第 54 号 倉吉市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてであります。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨に鑑み、消防団員の報酬を交付税算定基準額に合わせ、及び消防団員が行う諸職務の形態に応じた費用弁償を支給するよう所要の改正を行うものです。

次に、議案第 55 号 倉吉市消防団員等公務災害補償条例及び倉吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。

公務災害補償の認定等に係る異議申立については、倉吉市消防団員等公務災害補償審査会による審査等を受けることとなっており、引き続き同審査会で審査等を行い、審理員審理等から除くようにするものです。

また、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、労災年金に乗じる調整率が変更となったことから、これと同様にするよう所要の改正を行うものです。

次に、議案第 56 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてであります。

平成28年1月13日に議決を経た成徳小学校教室棟改築工事(建築主体)に係る「工事請負契約の締結について」(平成28年議案第2号)の工事の期限を平成28年3月29日から平成29年1月31日に変更することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求めるものです。

次に、議案第 57 号 定住自立圏の形成に関する協定の変更についてであります。

本市と圏域4町との間で締結している定住自立圏形成協定に、新たな取組として未婚・晩婚化対策を加えるよう、同協定の一部を変更するものです。

次に、議案第 58 号 鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約の締結に関する協議についてであります。

県内全域における人口減少社会に対応する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化による経費削減等に資するため、県及び市が連携して事務を処理しようとするものです。

次に、議案第 59 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約を定めることに関する協議についてであります。

改正行政不服審査法が平成28年4月1日に施行され、地方公共団体は、審査請求があった場合に、これを処理するための附属機関として、いわゆる行政不服審査会を設置することが必要となります。本市にあっては、これを単独で設置することが、事務負担の面で過大であるため、鳥取県及び県内の他の地方公共団体と共同でこれを設置し、事務負担の軽減を図ろうとするものです。

以上、今回提案いたしました諸議案につきまして、その概要をご説明いたしました。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。